

第7章 高齢者医療

後期高齢者医療制度

「後期高齢者医療制度」は75歳以上（一定の障がいがある方は65歳以上）の方を対象とする医療制度です。後期高齢者の医療費のうち、一部負担金を除いた費用の5割を公費、4割を現役世代からの支援金、残りの1割を被保険者の保険料で賄っています。制度の運営は、県内のすべての市町村が加入する「千葉県後期高齢者医療広域連合」が行い、財政の安定化を図ります。

- 被保険者
 - ・75歳以上の方（誕生日当日から）
 - ・一定の障害がある65歳以上75歳未満の方で広域連合の認定を受けた方（広域連合の認定を受けた日から）
※「一定の障害がある方」とは以下の年金を受給している方や手帳をお持ちの方または同等の障害があると認められる方です。
 - ・国民年金証書 1・2級（障害基礎年金等）
 - ・身体障害者手帳 1～3級
 - ・身体障害者手帳 4級（の一部）（音声、言語、下肢1・3・4号）
 - ・療育手帳（重度の区分）
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級

- 医療機関・薬局等の受付方法
以下のいずれかにより資格情報の確認を受けてください（有効なものに限ります）。
 - ・マイナ保険証
 - ・資格確認書

※後期高齢者医療制度の被保険者には、暫定措置としてマイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付します。（令和8年7月31日まで）

- 一部負担金・高額療養費
窓口でお支払いいただく一部負担金は、所得区分に応じて1割～3割ですが、所得区分毎に1か月に負担する限度額が定められています。
すべての医療機関等で支払った一部負担金の合計が、負担限度額を超えた場合には、申請によりその超えた額を後日高額療養費として支給します。高額療養費の支給に該当される方には文書にてお知らせします。

- 保険料
後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。
保険料は、全員が等しく決められる「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。
なお、均等割額と所得割率は、広域連合ごとに決められます。

- 保険料の納め方
特別徴収（年金からの天引き）か普通徴収（納付書払い又は口座振替）のいずれか

- ホームページ [千葉市後期高齢者医療](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

中央区市民総合窓口課	221-2133	若葉区市民総合窓口課	233-8133
花見川区市民総合窓口課	275-6278	緑区市民総合窓口課	292-8121
稲毛区市民総合窓口課	284-6121	美浜区市民総合窓口課	270-3133

白内障特殊眼鏡等費用助成

市内に住所のある 65 歳以上の方で、白内障の手術後に必要とする特殊眼鏡等の費用を助成し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

ただし、所得および申請期間に制限があります。

なお、補助眼鏡（白内障の手術を受け、人工水晶体を挿入後、視力矯正用に使用する眼鏡）の費用助成は、平成 27 年度で廃止しました。

【助成対象品目および限度額】 1 手術ごと	①特殊眼鏡	1 対につき	42,000 円
	②コンタクトレンズ	1 眼につき	30,000 円

※上記①②の対象となる方は、白内障の手術を受け、病状などにより、人工水晶体を挿入できない方となります。

●所得制限

本人 手術を受けた本人に所得がある場合		配偶者・扶養義務者 手術を受けた本人の配偶者、手術を受けた本人を扶養している方に所得がある場合	
扶養人数	所得限度額（円）	扶養人数	所得限度額（円）
0	1,695,000	0	6,387,000
1	2,075,000	1	6,636,000
2	2,455,000	2	6,849,000
3	2,835,000	3	7,062,000
4	3,215,000	4	7,275,000
5	3,595,000	5	7,488,000
以下 1 人増すごとに 380,000 円を加算		以下 1 人増すごとに 213,000 円を加算	

※上記限度額については、令和 8 年 4 月現在の額であり、改正される可能性がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●申請期間 白内障の手術を受けた月の翌月の初日から起算して 1 年以内

●申請に必要なもの

- ① 医師の証明書
- ② 領収書（原本）
- ③ 1 月 2 日以降に転入された方は、前年（手術を受けた月が 1 月から 7 月までの場合にあっては、前々年）の所得が確認できるもの

《お問い合わせ先》			
中央区市民総合窓口課	221-2133	若葉区市民総合窓口課	233-8133
花見川区市民総合窓口課	275-6278	緑区市民総合窓口課	292-8121
稲毛区市民総合窓口課	284-6121	美浜区市民総合窓口課	270-3133

はり・きゅう・マッサージ施設利用助成

健康の保持・増進のため、はり・きゅう・マッサージ施術費用の一部を助成します。
ただし、保険適用の施術は、助成の対象外です。

- 対象者 満 65 歳以上の市民で、本人の前々年（7 月以降の申請は前年）の合計所得金額が 200 万円（給与所得または年金所得が含まれる場合は 210 万円）未満の方
- 助成方法 年間 10 枚の「はり・きゅう・マッサージ施設利用券」を交付しますので、施術を受けたときに施術所等に利用券を提出してください。
- 助成額 利用券 1 枚につき 800 円を助成します。
利用券は、1 日 1 枚しか使えませんので、利用するたびに切り離し、1 枚を施術者に提出してください。
- 施術所等 利用券は、市の指定した施術所又は出張専門施術者の行う施術を受けたときに利用できます。
- 利用期間 利用券交付日から令和 9 年 3 月末日まで
- 申込方法 各区役所市民総合窓口課または各市民センターで、利用券の交付を申請してください。
（申請は令和 8 年 4 月 1 日から随時受け付けます。）
※市民センターで申請した場合、利用券の交付は後日郵送となります。
この他、郵便や電子での申請も可能です。
詳しくは、ホームページをご参照ください。 [千葉県 はりきゅうマッサージ](#) [検索](#)
- 申込みに必要な物 ①申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証・資格
確認書など）
※電子申請では、マイナンバーカードが必要になります。
②利用者の前年（1 月～6 月に申請する場合は前々年）の所得が確認できる
もの（課税証明書など）
ただし、千葉県で所得が確認できる方で課税台帳等により確認することに
同意していただける方は不要です。
※同世帯の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

《お問い合わせ先》

中央区市民総合窓口課	221-2133	若葉区市民総合窓口課	233-8133
花見川区市民総合窓口課	275-6278	緑区市民総合窓口課	292-8121
稲毛区市民総合窓口課	284-6121	美浜区市民総合窓口課	270-3133